

# 漁業後継者就業交付金制度のお知らせ

平成29年4月より浜中町では、漁業後継者の育成支援を推進するため、「浜中町漁業後継者就業交付金事業」を施行しました。新たに学校を卒業して就業した場合や、町外からUターンなどにより後継者として就業した場合に、交付金を支給します。

## 後継者就業交付金

### 新規卒業就業者等

#### 交付対象者

- ① 学校以上の学校を卒業し、漁業組合の組合員の後継者（前任者の二親等以内の直系卑属および兄弟姉妹ならびにその配偶者）であって、前任者の漁業に新たに従事する者。
- ② 就業開始日までに浜中町に住所を有している者。
- ③ 漁業協同組合の推薦を受けた者。

### Uターン就業者等

#### 交付対象者

- ① 業協同組合の組合員の子弟等（前任者の二親等以内の直系卑属および兄弟姉妹ならびにその配偶者）であって、前任者の漁業に新たに後継者として従事する者。
- ② 就業開始日までに浜中町に住所を有している者。
- ③ 漁業協同組合の推薦を受けた者。

## 交付額等

交付金額 月額50,000円

交付期間 最大36ヵ月

交付時期 各年度の事業完了後（実績報告書提出後）

## 交付の制限

申請者が次の要件に該当する場合は、交付金を交付することができません。

- ・ 町税、使用料等を滞納しているとき。
- ・ 偽り、その他不正な手段により承認を受けたとき。

お問い合わせ	浜中町 水産課 漁政係	TEL 62-2243
	浜中漁業協同組合 指導部	TEL 62-2121
	散布漁業協同組合 総務指導部	TEL 67-2111